

<p>○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	
<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 自己資本比率告示第七十六条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー</p> <p>(3) (1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー</p> <p>〔ハクト 略〕</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>〔加える。〕</p> <p>(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー</p> <p>〔ハクト 同上〕</p>

〔二〇十二 略〕

〔5・6 略〕

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 〔略〕

(2) 自己資本比率告示第七十六条第四項の規定により百分率のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー

(3) (1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

〔ハクト 略〕

〔三〇十三 略〕

〔5・6 略〕

〔二〇十二 同上〕

〔5・6 同上〕

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔加える。〕

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

〔ハクト 同上〕

〔三〇十三 同上〕

〔5・6 同上〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 「略」

(2) 持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー

(3) (1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

〔ハクト 略〕

〔三十三 略〕

〔5・6 略〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 「同上」

〔加える。〕

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

〔ハクト 同上〕

〔三十三 同上〕

〔5・6 同上〕

別添様式第二号)

【第一面】～【第六面】略】

【第七面】

(単位：百万円、%)

CR 4：標準的手法—信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～v] 略]

w 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項若しくは第四項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条第一項若しくは第四項の規定により 100パーセント、250パーセント又は400パーセントのリース・ウエイトが適用される株式及び同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は特殊自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポートに係る額を記載すること。

[x～pp] 略]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウエイト別の信用リスク・エクスポート

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～q] 略]

r 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項若しくは第四項の規定又は特殊自己

別添様式第二号)

【第一面】～【第六面】同左】

【第七面】

(単位：百万円、%)

CR 4：標準的手法—信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～v] 同左]

w 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により 250パーセント又は400パーセントのリース・ウエイトが適用される株式及び同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は特殊自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポートに係る額を記載すること。

[x～pp] 同左]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウエイト別の信用リスク・エクスポート

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～q] 同左]

r 項番 7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は特殊自己資本比率告示第

資本比率告示第五十四条第一項若しくは第四項の規定により100パーセント、250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを實際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[s~ji 略]

(第八面の二)

(単位：百万円)

CR5b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~k 略]

- 1 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第七十六条第四項又は持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を含む。）を記載すること。

[m・n 略]

○ 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第七十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第七十六条第四項又は持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用され

第五十四条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第三項に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを實際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[s~ji 同左]

(第八面の二)

(単位：百万円)

CR5b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~k 同左]

- 1 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

[m・n 同左]

○ 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第七十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令

るエクスポージャーに係る額を除く。)を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示附則第十一条第一項第一号(同条第四項において準用する場合を含む。)又は令和四年持株自己資本比率告示附則第十一条第一項第一号(同条第四項において準用する場合を含む。)に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

ド 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額(自己資本比率告示第七十六条第四項又は持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。)を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示附則第十一条第一項第二号(同条第四項において準用する場合を含む。)又は令和四年持株自己資本比率告示附則第十一条第一項第二号(同条第四項において準用する場合を含む。)に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[q～t 略]

【第九面】～【第三十八面】 略

(別添様式第四号)

【第一面】～【第四面】 略

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR4：標榜的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～v 略]

ウ 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項若しくは第四項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項若しくは第四項の規定により100パーセント、250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。)並びに

令和四年持株自己資本比率告示附則第十一条第一項第一号(同条第四項において準用する場合を含む。)に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

ド 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示附則第十一条第一項第二号(同条第四項において準用する場合を含む。)又は令和四年持株自己資本比率告示附則第十一条第一項第二号(同条第四項において準用する場合を含む。)に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[q～t 同左]

【第九面】～【第三十八面】 同左

(別添様式第四号)

【第一面】～【第四面】 同左

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR4：標榜的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～v 同左]

ウ 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの(自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。)並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載するこ

株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

[x~pp 略]

(第六面)

(単位：百万円)

CR5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウエイト別の信用リスク・エクスポージャー

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパニー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~q 略]

r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項若しくは第四項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条第一項若しくは第四項の規定により100パーセント、250パーセント又は400パーセントのリスク・ウエイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は特殊自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年特殊自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウエイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウエイトの欄のリスク・ウエイトを実際に適用されるリスク・ウエイトに修正すること。

[s~j 略]

(第六面の二)

(単位：百万円)

CR5 b：標準的手法—リスク・ウエイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

と。

[x~pp 同左]

(第六面)

(単位：百万円)

CR5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウエイト別の信用リスク・エクスポージャー

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパニー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することを行う。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~q 同左]

r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウエイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第三項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条第三項に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年特殊自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウエイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウエイトの欄のリスク・ウエイトを実際に適用されるリスク・ウエイトに修正すること。

[s~j 同左]

(第六面の二)

(単位：百万円)

CR5 b：標準的手法—リスク・ウエイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~k 略]

1 項番 5 「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第七十六条第四項又は持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を含む。）を記載すること。

[m・n 略]

o 項番 8 「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第七十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第七十六条第四項又は持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一号第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一号第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第七十六条第四項又は持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を除く。）を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一号第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一号第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[q~t 略]

【第七面】～【第三十面】 略

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~k 同左]

1 項番 5 「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

[m・n 同左]

o 項番 8 「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第七十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一号第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一号第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一号第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一号第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

[q~t 同左]

【第七面】～【第三十面】 同左】